

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年7月1日

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣 口 隆 久

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 眞 柄 光 孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 眞 柄 光 孝

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社東京支店
(東京都豊島区巣鴨一丁目2番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額21,527,865円

ロ 効力発生日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更、取締役会決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を一部免除すること、及び業務執行取締役以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするための規定の変更新設、その他上記変更に伴う字句の修正等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、上野良武、廣口隆久、川口洋、眞柄光孝、藤本雅也、辻谷潤一を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、坂本享、飯島奈絵、高橋修司を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額150,000千円以内（ただし、使用人給与は含まない）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額25,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役泉原博氏に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議によるものとする。

第8号議案 買収防衛策継続の件

当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）を継続導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	1,389	109	0	(注)1	可決 92.2
第2号議案	1,375	123	0	(注)2	可決 91.1
第3号議案					
上野良武	1,375	123	0		可決 91.1
廣口隆久	1,375	123	0		可決 91.1
川口洋	1,375	123	0	(注)3	可決 91.1
眞柄光孝	1,375	123	0		可決 91.1
藤本雅也	1,375	123	0		可決 91.1
辻谷潤一	1,376	122	0		可決 91.1
第4号議案					
坂本享	1,373	125	0	(注)3	可決 90.9
飯島奈絵	1,476	22	0		可決 98.5
高橋修司	1,374	124	0		可決 91.0
第5号議案	1,373	125	0	(注)1	可決 90.9
第6号議案	1,370	128	0	(注)1	可決 90.7
第7号議案	1,373	125	0	(注)1	可決 90.9
第8号議案	1,293	205	0	(注)1	可決 84.1

可決(注)1.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

- 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。